

寒川町職員定数条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
～略～			～略～		
第3条 職員の定数は、次のとおりとする。			第3条 職員の定数は、次のとおりとする。		
部局等		定数	部局等		定数
1 町長の事務部局の職員		<u>260</u>	1 町長の事務部局の職員		<u>285</u>
(略)			(略)		
3 教 育 委 員 会	事務部局の職員	<u>29</u>	3 教 育 委 員 会	事務部局の職員	<u>35</u>
	学校、その他の教育 機関の職員	<u>30</u>		学校、その他の教育 機関の職員	<u>24</u>
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		
～略～			～略～		
			<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行す</u> <u>る。</u>		